

①加入者資格不該当通知書

- 主に公的年金または企業年金等とiDeCoの申込情報に相違があった場合に、加入申出者へiDeCoに加入できなかった旨を通知します。
- 赤枠の「理由」をご確認のうえ、次ページ「手続きに関するご案内」の「2. 対応方法について」をご参照し、必要な手続きを行ってください。

(イメージ)

123-9999
東京都港区六本木9-9-9
六本木マンション10F

年金 三郎 様

|||||

作成日 平成 30年 5月 9日

加入者資格不該当通知書

基礎年金番号 9999-123456
氏名 年金 三郎

今般、個人型年金への加入申出をいただきましたが、下記の理由によりお受けできないこととなりました。

理由： 加入申出書に記入された生年月日が相違しているため

主な相違の項目

- ・ 基礎年金番号
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 他の企業年金制度加入状況 等

以下の場合も加入不可

- ・ 企業型DCでマッチング拠出や
年単位拠出を利用している
- ・ iDeCo拠出可能見込額が5,000円未満

加入できなかった理由

手続きに関するご案内

(「加入者資格不該当通知書」を受け取られた方へ)

この通知文書が送付された方に分かりやすく動画で解説をしていますので、
詳しくはこちらのQRコードより動画をご覧ください。

https://www.ideco-koushiki.jp/dummy_news/



1. この通知書について

- ・iDeCoの加入申出時に、加入資格と拠出限度額等の確認を円滑に行うため、iDeCo、日本年金機構及び企業年金プラットフォーム(企業年金PF)に登録された加入者情報を毎月照合する仕組みを導入しています。
- ・上記の照合結果とiDeCoの加入申出書に届出された内容が一致しなかったため、iDeCoに加入することができなかった方に、「加入者資格不該当通知書」(以下「通知書」)をお送りしております。

2. 対応方法について

- ・通知書の理由欄の番号ごとの対応方法は以下のとおりです。ご確認ください、必要な手続きを行ってください。
 - ・iDeCo情報のみならず、お勤め先等が登録した企業年金PFの情報や日本年金機構の情報更新のタイミング等により、正しい照合ができない場合も考えられます。その場合は、お勤め先や年金事務所等で登録されている情報を確認してください。なお、加入者情報の照合は、基礎年金番号・生年月日・性別により行っています。
- ※基礎年金番号は、基礎年金番号通知書、青色の年金手帳、ねんきんネット等でご確認いただけます。

0 1. 加入申出書に記入された生年月日が相違しているため

0 2. 加入申出書に記入された性別が相違しているため

- ・日本年金機構の情報と生年月日・性別が一致していません。加入申出書の生年月日・性別を確認してください。
 - ・生年月日・性別が正しい場合、基礎年金番号を確認してください。
- ⇒上記を確認の上、【iDeCo各種手続き・照会先】あてに正しい情報にて加入申出書を再度提出してください。

0 3. 国民年金または厚生年金の被保険者記録と個人型年金の記録が相違しているため

- ・日本年金機構の情報と被保険者種別・共済種別が一致していません。加入申出書の被保険者種別・企業年金等の加入状況コードを確認してください。
 - ・上記が正しい場合は、基礎年金番号を確認してください。
 - ・離・転職などにより、被保険者種別・共済種別に変更があった方は、お勤め先や年金事務所に変更手続きの状況等を確認してください。
- ⇒上記を確認の上、【iDeCo各種手続き・照会先】あてに正しい情報にて加入申出書を再度提出してください。

0 4. 国民年金の被保険者記録が死亡扱いとなっているため

- ・日本年金機構の情報でご本人が亡くなっていると記録されています。記録に誤りがある場合は、年金事務所にて記録訂正依頼を行い、国民年金基金連合会へ速やかにご連絡ください。

0 5. 国民年金の被保険者記録が保険料免除該当となっているため

0 6. 法定免除申請理由が相違しているため

- ・国民年金法に基づいて国民年金保険料を免除されている、又は納付猶予されている方は、国民年金法第89条第1項第1号及び第3号の場合を除き、iDeCoに加入できません。

(裏面に続く)

07. 加入申出書に記入された毎月の個人型年金掛金額が拠出限度額を超えているため
・加入申出書のiDeCo掛金額と、国民年金の付加保険料の合計が、拠出限度額を超えています。 ・iDeCo掛金額および付加保険料を確認し、iDeCo掛金額が限度額範囲内になるよう調整し、【iDeCo各種手続き・照会先】あてに加入申出書を再度提出してください。 (参考) iDeCoの拠出限度額 (第1号被保険者または任意加入被保険者の方) 68,000円 - 国民年金付加保険料
08. 公的老齢年金を受給しているため
09. iDeCoの老齢給付金を受給しているため
・老齢基礎年金・老齢厚生年金またはiDeCoの老齢給付金を受給されている方は、iDeCoに加入できません。
10. 加入申出された基礎年金番号では記録がなかったため
・日本年金機構の情報に該当の基礎年金番号がありません。加入申出書の基礎年金番号を確認してください。 ⇒上記を確認の上、【iDeCo各種手続き・照会先】あてに正しい基礎年金番号にて加入申出書を再度提出してください。
11. マッチング拠出を実施しているため
・企業型年金でマッチング拠出をしている場合、iDeCoに加入できません。 ・マッチング拠出を中止する場合は、お勤め先の企業型DCのご担当（人事・労務のご担当等）へ申出を行ってください。変更手続きを行った後、【iDeCo各種手続き・照会先】あてに加入申出書を再度提出してください。
12. 企業年金掛金が年単位化拠出であるため
・企業型年金で月別指定（年単位）拠出をしている場合、iDeCoに加入できません。 ※ 企業型DCの月別指定拠出についてご不明な点がある場合は、お勤め先の企業型DCのご担当（人事・労務のご担当等）にご相談ください。
13. 加入申出書に記入された企業年金制度等が相違しているため
15. 加入申出書に記入された企業年金制度等が相違しているため（企業年金登録あり）
・企業年金の記録において、企業年金の加入状況が一致していません。 ・基礎年金番号・生年月日・性別の相違による理由(01・02・03・10)が重複して記載されていない場合、加入申出書の企業年金制度等の加入状況コードを確認してください。 ※ 企業年金制度等の加入状況がご不明な場合は、お勤め先の企業年金のご担当（人事・総務のご担当等）に確認してください。 ※ 加入申出書の企業年金制度等の加入状況コードが正しかった場合、お勤め先の企業年金のご担当（人事・総務のご担当等）へ、企業年金PF登録情報の確認・訂正を依頼してください。 （お勤め先の企業年金のご担当は、企業年金PFへ情報登録を行う関係機関（企業型DCは運営管理機関、DB等は基金または受託機関（保険会社・信託銀行等））等にご相談ください。） ⇒上記を確認の上、【iDeCo各種手続き・照会先】に正しい企業年金制度等の加入状況コードにて加入申出書を再度提出してください。
14. 加入申出書に記入された個人型年金掛金額と他の企業年金掛金額の合計が拠出限度額を超えているため
・加入申出書のiDeCo掛金額と、企業型DC掛金とDB等の他制度掛金相当額（企業年金掛金額）の合計が、拠出限度額を超えています。 ・企業年金掛金額をご確認のうえ、iDeCo掛金額が限度額範囲内になるよう調整し、【iDeCo各種手続き・照会先】あてに加入申出書を再度提出してください。 ※ 企業年金掛金額がご不明な場合は、お勤め先の企業年金のご担当（人事・総務のご担当等）に確認してください。